

平成30年度

秋田県の 中小企業融資制度



●県融資制度の特徴

県が制度を定め、金融機関が信用保証協会の協力を得て融資を行う、中小企業のみなさんのための融資制度です

- ① 信用保証協会の保証を受けることで、資金を円滑に調達できます
- ② 保証料の一部を県が補助することで、利用者の負担を軽減しています
- ③ 資金の一部は県が金融機関に預けたもので、各資金を低利率としています

●ご利用いただける方

県内に事業所を有し、原則として1年以上*事業を営んでいる中小企業者または組合

(※創業支援資金等については、この限りではありません)

【中小企業者】

資本金・従業員数のうち、いずれかに該当する方です

*ただし、次の業種については以下のとおりです。

業種	資本金又は出資金	従業員
小売業	5千万円以下	50人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

業種	資本金又は出資金	従業員
ゴム製造業(注)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・ 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

注:ゴム製造業については、一部例外があります。

【特定非営利活動法人】

常時使用する従業員の数が次の要件を満たす方(雇用契約関係が無いボランティア等は従業員に含まれません)

業種	従業員
製造業	300人以下
卸売業、サービス業	100人以下
小売業(飲食業を含む)	50人以下

*小規模事業振興資金小口支援枠、創業支援資金、再建企業特別融資資金を除いて原則全ての資金が利用可能です。

【組合】

中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合、酒造組合、内航海運組合など



●資金の種類

目的や状況に応じた6つの資金を用意しています

企業者が融資を受ける目的や状況

一般的な事業資金が必要なとき、小規模企業者の方で事業資金が必要なとき、災害被害の復旧に資金を必要とするとき

売上の減少等経営状況が厳しい方、専門家の支援を受けながら事業革新などに取り組む方等であって、経営の安定を図るために事業資金を必要とするとき

農林水産業分野に取り組むために、事業資金を必要とするとき

中小企業組合及び組合員事業の近代化、合理化など経営改善又は海外貿易の促進のために事業資金を必要とするとき

新たな事業分野への挑戦、新規の開業・独立・分社化、事業承継、再生可能エネルギー発電事業への参入などのために事業資金を必要とするとき

民事再生法・会社更生法による事業の再建、新たな事業への再チャレンジのために事業資金を必要とするとき

その他、企業立地促進資金等の融資も用意しておりますので、詳しくは8ページ記載の「制度融資に関する問い合わせ先」にお問い合わせください

資金名

中小企業振興資金
- 4・5頁 -

経営安定資金
- 4・5頁 -

中小企業アグリサポート資金
- 4・5頁 -

中小企業組織融資資金
- 4・5頁 -

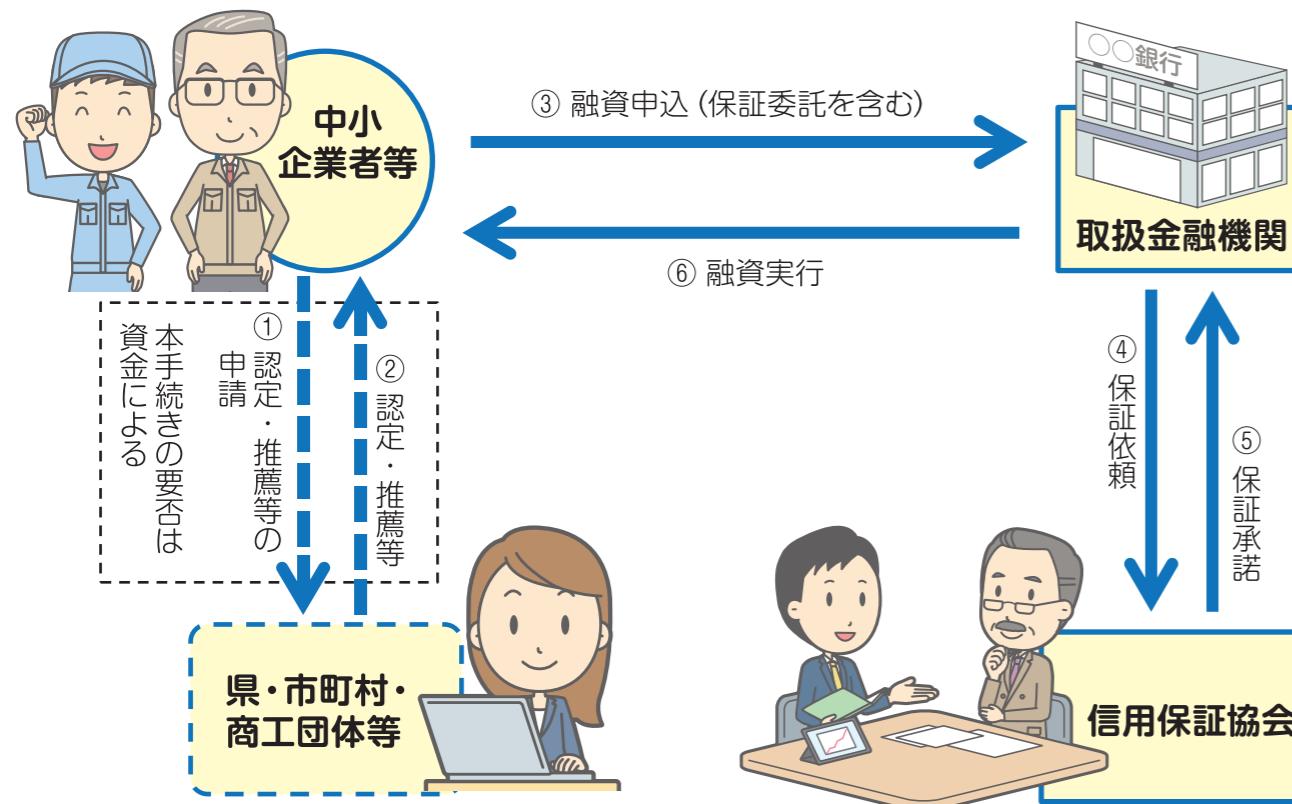
新事業展開資金
- 6・7頁 -

再建企業特別融資資金
- 6・7頁 -

●申し込みの流れ

融資が実行されるまでの手順については、イラストの①～⑥の順に行われますが、取扱金融機関と信用保証協会による審査がありますので、事前にご相談されることをお勧めします。融資を希望される方は、取扱金融機関（詳しくは8頁を参照）にお申し込みください。

また、資金によっては、県知事や市町村長、商工会議所・商工会・中小企業団体中央会等の認定・推薦等を必要とする場合がありますので、各機関にご相談ください。



●保証制度について

信用保証協会と保証料

信用保証協会は、中小企業者のみなさんが金融機関から受ける融資を保証することで、資金繰りの円滑化を図るために設立された公的機関です。

中小企業者のみなさんが、保証を受けたときは信用保証協会に保証料を支払いますが、保証料は融資額に対する保証料率等で計算されます。また、保証料率は、通常、利用者の経営状況に応じて下表の9段階に分かれています。

保証料率一覧表

(単位：%)

区分（カテゴリー）	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有制度	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有制度外	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※責任共有制度については、次頁の最上欄をご覧ください。

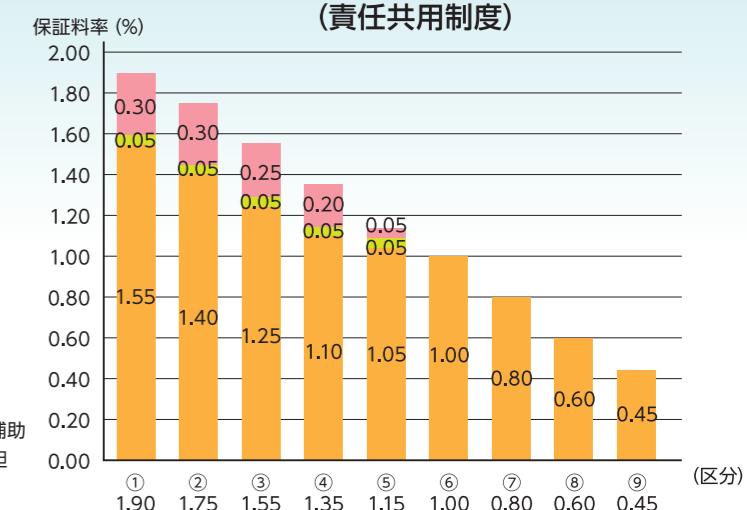
保証料補助について

県では、県内中小企業者等の保証料負担を軽減するため、保証料の一部を補助しています。

※県が補助する率は資金ごとに異なります。

事業者が負担する保証料率は4～7頁をご覧ください。

一般資金の保証料補助 (責任共用制度)



セーフティネット保証

経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度です。認定の内容により1～8号まで分かれており、市町村長の認定（※）を受ける必要があります。

※セーフティネット保証の認定については、事業所の所在地を管轄する市町村で行っておりますので、詳しくは各市町村の商工担当窓口にお問い合わせください。

【対象となる中小企業者】

- 1号：大型倒産事業者に対し売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている方
- 2号：事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接的に取引を行っていること等により売上等が減少している方
- 3号：突発的災害（事故等）の発生に起因して売上高が減少している方
- 4号：突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している方
- 5号：全国的に業況の悪化している業種に属する方
- 6号：破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより、借入の減少等が生じている方
- 7号：金融機関の支店の削減等による経営の相当程度の合理化により借入れが減少している方
- 8号：株式回収機関へ貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業の再生が可能な方

平成30年度 秋田県中小企業融資制度一覧 ⑪

(本制度は※印の資金以外は、原則として責任共有制度(保証割合：信用保証協会80%、金融機関20%となります)

資 金 名		融 資 対 象 者	資金用途	限度額 (百万円)	年利率	保証料率	貸付期間(年)	据置期間(年)	担 保	保証人 / 備考			
中小企業振興資金	一般資金	固定金利	設備運転	100	固定2.15%	1.55%以下	設備10/運転7	設備2運転1	必要に応じて	原則として 法人は代表者、 個人は不要			
		変動金利			変動1.90%		設備15/運転10						
		働き方改革支援枠			上記利率から△0.20%								
	流動資産担保資金	県内で1年以上事業を営んでいる方		100	1.80%	0.68%	1	-	必要 (在庫、売掛債権のみ)				
		上記資金を利用する方で、次のいずれかの認定を受けている方 経済産業省認定：健康経営優良法人 厚生労働省認定：ユースエール、えるぼし、くるみん、プラチナくるみん											
	小規模事業振興資金	県内で1年以上事業を営み、売掛債権や棚卸資産を保有する方		20	2.15%	0.45%	設備10運転7	設備2運転1	必要に応じて				
		県内で1年以上事業を営み、次のいずれかに該当する方 ①従業員数が20人（商業又はサービス業は5人）以下で、特定事業を行うこと（②を除く） ②宿泊業、娯楽業において従業員数が20人以下で、特定事業を行うこと ③事業協同小組合で特定事業を行うこと、又はその組合員の3分2以上が特定事業を行うこと ④特定事業を行う企業組合で組合員数が20人以下であること ⑤特定事業を行う協業組合で従業員数が20人以下であること ⑥医業を主たる事業とする法人で従業員数が20人以下であること ただし①～⑥については、下記「小口支援枠」と併せて融資残高20百万円以内 ⑦特定事業を行う特定非営利活動法人で従業員数が20人（商業又はサービス業は5人）以下であること											
		上記要件のいずれかに該当し、ICT導入により生産性向上、業務効率化を図る方			1.75%								
	ICT導入支援枠	上記①～⑥を満たし、かつ、次の事項に該当する方 既存の保証協会保証付き融資残高（根保証・当座貸越等は限度額）との合計で、20百万円以内となるもの		10	1.95%	0.50%							
		災害によって事務所又は事業所が罹災した方（市町村発行の罹災証明書が必要）			1.55%		10	1	原則不要				
	中小企業災害復旧資金				0.00%								
経営安定資金	通常枠	県内で1年以上事業を営んでいて、次のいずれかに該当する方 ①直近3ヶ月若しくは直近6ヶ月の売上高等又は今後3ヶ月の売上見込み等が前年同期比で5%以上減少していること ②直前決算において赤字を計上していること ③倒産企業に対して50万円以上の売掛債権等を有していること ④中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定による破綻金融機関と取引のある者として特定中小企業者の認定を受けたこと	設備運転	80 対象④は別枠50	1.75%	1.55%以下	10	2	必要に応じて 商工会議所・商工会の確認等が必要				
	経営力強化枠	県内で1年以上事業を営んでいる方で、国の認定を受けた機関等の支援を受けつつ、事業革新計画や経営改善計画を策定し、実行する方 ※認定経営革新等支援機関は、県内の商工団体や金融機関等で平成29年12月現在381あります			1.75%		設備7運転5						
	借換枠	県内で1年以上事業を営んでいる方で、既存の中小企業振興資金（中小企業災害復旧資金特別枠）、経営安定資金（緊急経済対策枠又は借換枠）を利用した金融債務の残高があり、次のいずれかに該当する方 ①適切な事業計画を有していること ②国の認定を受けた機関等の支援を受けつつ、事業革新計画や経営改善計画を策定し、実行すること		200	1.40%以下	1.55%以下	10	1					
	特別改善枠	県内で1年以上事業を営んでいて、再生計画等に取り組み、次のいずれかに該当する方 ①商工会議所、商工会連合会又はあきた企業活性化センターの推薦を受けたこと ②中小企業再生支援協議会の推薦を受けたこと			1.60%		12						
	危機連絡枠 ※	経済産業大臣が認定する大規模な経済危機、災害等に際し、経営の安定に支障を生じていることについて市町村長の認定を受けた方		50 対象②は別枠80	2.15%	1.55%以下	10	2					
中小企業アグリサポート資金		県内において事業を営む中小企業者（個人事業主を除く）で農林水産業を行っている方、又は、その計画を有する方	設備運転	25	1.75%	0.60%	10	3	必要に応じて	原則として代表者			
中小企業組織融資資金		中小企業組合（中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律又は商店街振興組合法に基づいて組織されたもの）及びその組合員	設備運転	組合 500 組合員20	商工中金所定期率の0.5%減	-	設備10運転7	-	取扱金融機関の定めによる	取扱金融機関は、商工組合中央金庫			

平成30年度 秋田県中小企業融資制度一覧 ②

(本制度は※印の資金以外は、原則として責任共有制度(保証割合：信用保証協会80%、金融機関20%となります)

資 金 名	融 資 対 象 者	資金用途	限度額 (百万円)	年利率	保証料率	貸付期間(年)	据置期間(年)	担 保	保証人 / 備考
新 事 業 展 開 資 金	事業革新資金	設備 運転 <small>（創業支援資金は不動産取得資金を除く）</small>	100 対象⑧は200 対象⑨は50	1.50%	0.60% 以下	10	3	必要に応じて	原則として法人は代表者、個人は不要 事業革新資金・創業支援資金・事業承継資金は、商工会議所・商工会の確認等が必要 創業支援資金の限度額は、再起支援資金と合わせた額
	創業支援資金 ※		35 [自己資金・事業費等の制限あり] 対象④は1.30%	1.50%	0.60%	10	3	不要	
	女性・若者支援枠 ※		25 [自己資金・事業費等の制限あり]	1.30%	なし				
	事業承継資金		100 法人・個人事業主が申し込む場合 の対象④は別枠100	1.50% 事業引継ぎ支援センター支援案件等は1.30%	0.60% 以下	10	3	必要に応じて	
	再生可能エネルギー導入支援資金		280	1.50%	1.55% 以下	15	3		
	再生可能エネルギー設備資金		200	1.50%	1.07%	15	3		
再 建 企 業 特 別 融 資 資 金	事業再生資金 ※	運 転	100	金融機関所定	1.20% 以下	1	—	必要に応じて	原則として法人は代表者、個人は不要 再起支援資金の限度額は、創業支援資金と合わせた額 不動産取得費は設備資金の対象外
	再起支援資金 ※	設備 運 転	20	金融機関所定	0.70%	10	2	不 要	

セーフティネットを利用する場合の利率と保証料率一覧表

(単位: %)

資金名	年利率	通常		セーフティネット 1~4、6号		セーフティネット 5、7、8号	
		年利率	保証料率	年利率	保証料率	年利率	保証料率
中小企業振興資金	一般資金	固定金利	2.15	1.55以下	1.95	0.88	2.15
		変動金利	1.90		1.70		1.90
	一般資金 (働き方改革支援枠)	固定金利	1.95		1.75		1.95
		変動金利	1.70		1.50		1.70
	流動資産担保資金		1.80	0.68	—	—	—
	小規模事業振興資金		2.15	0.45	1.95	0.50	2.15
		ICT導入支援枠	1.75		1.55		1.75
		小口支援枠	1.95	0.50	1.95		1.95
	中小企業災害復旧資金		1.55	0.00	1.35	0.00	1.55
経営安定資金	通常枠(①、②、④) // (③倒産企業等)		1.75	1.55以下	0.88	1.75	0.76
	経営力強化枠				1.55		0.45
	借換枠		1.60	1.55以下	1.60	0.88	—
	特別改善枠		2.15		1.95		2.15
	危機関連枠		所定	0.80以下	—	—	—
	事業革新資金		1.50	0.60以下	1.30	0.70	1.50
新事業展開資金	創業支援資金			0.60	—	—	—
		女性・若者支援枠	1.30	0.00	—	—	—
	事業承継資金		1.50	0.60以下	1.30	0.70	1.50
	再生可能エネルギー導入支援資金			1.55以下	—	—	
	再生可能エネルギー設備資金			1.07	—	—	—
中小企業アグリサポート資金		1.75	0.60	—	—	—	—
再建企業 特別融資資金	事業再生資金	所定	1.20以下	—	—	—	—
	再起支援資金	所定	0.70	—	—	—	—

セーフティネット保証は、中小企業信用保険法第2条第5項各号(1~8号)の適用者に対し、保証限度額の別枠化等を行う制度です。なお、1~4、6号は、保証協会100%の保証割合になります。

●取扱金融機関

県の融資制度は次の金融機関で取り扱っております。

秋田銀行	北都銀行
青森銀行	みちのく銀行
岩手銀行	東北銀行
北日本銀行	山形銀行
きらやか銀行	荘内銀行
七十七銀行	みずほ銀行
三菱東京UFJ銀行	
秋田信用金庫	羽後信用金庫
秋田県信用組合	
商工組合中央金庫	

●融資制度に関する問い合わせ先

■秋田県 産業労働部 産業政策課 団体・金融班

〒010-8572 秋田市山王3-1-1 (県庁第二庁舎3階) Tel.018-860-2215

■秋田県信用保証協会 <http://www.cgc-akita.or.jp/>

秋田事業部 〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47 (秋田県商工会館2階)

Tel.018-863-9016

大館支所 〒017-0897 大館市字三の丸90 Tel.0186-49-2281

能代支所 〒016-0817 能代市上町6-28 Tel.0185-54-2377

本荘支所 〒015-0821 由利本荘市肴町66-4 Tel.0184-22-5330

大曲支所 〒014-0051 大仙市大曲浜町2-2 Tel.0187-63-1811

横手・湯沢支所 〒013-0046 横手市神明町2-27 Tel.0182-32-2361

■各商工会議所・商工会・商工会連合会・中小企業団体中央会

■あきた企業活性化センター <http://www.bic-akita.or.jp/>

〒010-8572 秋田市山王3-1-1 (県庁第二庁舎2階) Tel.018-860-5610

■各地域振興局 総務企画部 地域企画課 (各地方総合庁舎内)